

日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち
国産農林水産物・食品への理解増進事業補助金交付要綱

平成 28 年 5 月 16 日付 28 農水第 2 号
平成 28 年 5 月 16 日

(通則)

第 1 日本 の食魅力再発見・利用促進事業のうち国産農林水産物・食品への理解増進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、「元気会」、「事業実施主体」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「元気会」とは、特定非営利活動法人元気な日本をつくる会をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、元気会が補助金の公募を行い、元気会の長が別に定める審査基準に基づく審査で採択したものをいう。
- (3) 「補助事業」とは、日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち国産農林水産物・食品への理解増進事業をいう。

(補助金交付の目的)

第 3 補助金は、事業実施主体が補助事業に要する経費の一部または全部を補助することにより、製造業や卸・小売業等を営む事業者などが地域の一次産業への理解を深めるとともに、食の地域ブランドの再構築をすすめる、国産農林水産物の需要拡大等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 4 元気会の長が事業実施主体に交付する補助金の交付対象は、複数の事業者から成る各地域の団体が、地域の国産農林水産物・食品等の地域資源やそれを活用する事業者を発掘し、付加価値が高く、かつ、大消費地の商流に乗る商品を創出するための環境整備、食の地域ブランドの再構築及び生産地と消費地をつなぐ等の取組を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として元気会の長が必要と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において交付する。

(補助率及び流用の禁止)

第 5 第 1 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第 6 法第 5 条、令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書は、元気会の長に正副 2 部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明

らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7 元気会の長は、第6の規定により提出があった申請書を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を元気会の長に提出しなければならない。

(契約等)

第9 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、元気会の長に届けなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第3条第1項の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を元気会の長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(業務遅延の届出)

第12 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき元気会の長の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を元気会の長に提出しなければならない。

(概算払請求)

第13 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を元気会の長に提出しなければならない。

(状況報告)

第14 法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半

期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあつては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第5号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を元気会の長に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

（実績報告）

- 第15 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、正副2部を元気会の長に提出しなければならない。
- 2 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに元気会の長に報告するとともに、元気会の長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により元気会の長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16 元気会の長は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。
- 2 元気会の長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を事業実施主体に命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第17 元気会の長は、事業実施主体から第8の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 元気会の長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が事業実施主体に交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 元気会の長は、第1項第1号から第3号までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16

第3項の規定を準用する。この場合において、第16第3項中「前項の補助金」とあるのは「第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

(財産の管理等)

第18 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を元氣会に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち令第13条第4号の規定に基づく元氣会の長が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ元氣会の長の承認を受けなければならない。

4 第18第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20 事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあつては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(報告)

第21 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第10号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第11号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに元氣会の長に報告するものとする。

(是正のための措置)

第22 元氣会の長は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(収益納付)

第23 元氣会の長は、事業実施主体が、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を元氣会に納付させることができるものとする。

(収益状況報告)

第24 事業実施主体は、原則として補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該補助事業に係る過去1年間における収益状況等について、報告に係る年度の翌年度の6月末までに、別記様式

第12号による収益状況報告書を元気会の長に報告しなければならない。事業実施主体は、収益状況報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。ただし、元気会の長が、特に必要と認める場合にあっては、報告を求め期間を延長することができる。

(成果状況等報告)

- 第25 事業実施主体は、目標の達成状況について、自らが評価を行い、別記様式第13号による成果状況報告書を作成して、事業終了から平成32年までの5年間、毎年、元気会の長に報告しなければならない。
- 2 事業実施主体は、別記様式第14号による実施結果報告書及び別記様式第15号による実施状況報告書を作成して、元気会の長に報告しなければならない。なお、実施状況報告書については、事業終了から平成32年までの5年間、毎年、元気会の長に報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、前項の規定にかかわらず元気会の長から求められた場合には、本事業の実施状況等を報告しなければならない。
- 4 元気会の長は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が第6の交付の申請の際において想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善のため指導・助言を行うことができる。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

- 第26 事業実施主体は、補助事業によって取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 事業実施主体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 個人情報を第三者(前項に該当する場合を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業実施主体は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、元気会の長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告し、元気会の長の指示に従わなければならない。
- 5 事業実施主体は、個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととする。

(成果の普及)

- 第27 元気会の長は、事業実施主体に対し、補助事業の成果の普及について指示できるものとする。

(その他)

- 第28 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に元気会が必要な変更を行うことができるものとする。